

○吉川市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程

平成11年1月4日告示第1号

改正

平成12年3月7日告示第10号

平成12年11月30日告示第91号

平成13年3月29日告示第28号

平成16年11月22日告示第146号

平成19年3月7日告示第61号

平成19年4月19日告示第134号

平成19年11月13日告示第285号

平成21年2月16日告示第21号

令和元年12月10日告示第219号

吉川市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項の建設工事をいう。以下同じ。）の請負（以下「建設工事」という。）、建設工事に係る設計、調査及び測量の業務（以下「設計・調査・測量」という。）、土木施設維持管理業務（以下「土木施設維持管理」という。）、物品の買入れその他の業務（以下「物品その他」という。）の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札等に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

(参加資格)

第2条 指名競争入札に参加することができる者は、指名競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、吉川市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

(資格審査を受けることができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 精神の機能の障害により建設工事等の入札参加に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- (3) 令第167条の11第1項において準用する令第167条の4第2項の規定により市の指名競争入札に参加させないこととされた者
- (4) 第13条第1項第7号又は第8号の規定により、資格者名簿から抹消され、当該抹消された日から2年を経過していない者
- (5) 建設工事にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
 - イ 法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査を受けていない者
- (6) 建設工事以外にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 測量業にあつては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていない者
 - イ 建築設計業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていない者

(定期資格審査)

第4条 市長は、第2条に規定する資格を決定するため、1年おきに資格審査を行うものとする。

ただし、市長が必要と認める場合は、随時これを行うことができる。

(建設工事の申請業種)

第5条 建設工事について資格審査を申請することができる業種は、5業種以内とする。

(入札参加資格審査申請書の提出)

第6条 資格審査を申請する者は、入札参加資格審査申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「申請書」という。）に関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて市長が別に定める期間内に提出（吉川市が行う入札等に関する手続を電子情報処理組織を使用して行う方法（以下「電子入札システム」という。）により電磁的記録による提出を含む。）しなければならない。

(資格審査及び格付)

第7条 建設工事は、法第27条の23の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成6年建設省告示第1461号）に基づき審査し、建築一式工事についてはA級、B級、C級及びD級の4級に区分して格付けを行い、それ以外の建設工事については、A級、B級及びC級の3級に区分して格付けを行うものとする。

2 建設工事以外については、次に掲げる項目の審査を行うものとする。

- (1) 年間実績高

(2) 資本金

(3) 職員数

(建設工事に係る資格審査結果の通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定による資格審査の結果を電子入札システムにより公開するものとする。

(資格者名簿への登載)

第9条 市長は、第7条の規定による資格審査を受けた者を資格者名簿に登載するものとする。

(資格の有効期間)

第10条 資格の有効期間は、その決定を受けたときから次の定期資格審査において決定されるまでとする。

(変更等の届出)

第11条 資格審査申請後、資格審査事項に変更があったときは、直ちに変更届（当該届に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて市長に届け出（電子入札システムにより電磁的記録による届け出を含む。）なければならない。

2 資格審査申請後、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに変更届（当該届に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて市長に届け出（電子入札システムにより電磁的記録による届け出を含む。）なければならない。

(1) 第3条第1号又は第2号に該当する者となったとき。

(2) 死亡（法人にあつては解散）したとき。

(3) 営業停止命令を受けたとき。

(4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

(5) 金融機関に取引を停止されたとき。

(6) 建設業退職金共済組合への加入又は脱退したとき。

(参加資格の承継)

第12条 個人から法人への組織変更又は合併等により、資格審査の申請をした者から当該営業の一切を承継した者は、承継申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて90日以内に市長に届け出（電子入札システムにより電磁的記録による届け出を含む。）なければならない。

(資格者名簿の抹消)

第13条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当したときは、その者を当該名簿から抹消するものとする。

- (1) 第3条第1号、第2号又は第3号に該当する者となったとき。
- (2) 許可又は登録を必要とする業において、許可又は登録の更新を受けなかったとき。
- (3) 許可の取消し又は登録の削除若しくは抹消を受けたとき。
- (4) 営業を廃止したとき。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (6) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。
- (8) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第2項の規定により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めるとき。

2 市長は、資格者名簿に登載した者が第11条第1項の規定による届出を怠ったときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

3 市長は、資格者名簿に登載された経常建設共同企業体が次の各号のいずれかに該当したときは、その経常建設共同企業体を当該名簿から抹消するものとする。

- (1) その構成員が前2項の規定により抹消されたとき。
- (2) 第16条第1項第1号に掲げる要件を欠いたとき。

(建設工事の指名業者の選定)

第14条 建設工事の指名競争入札に関し指名する業者の選定は、次の表の区分に従い、行うものとする。

業者の 区分	発注標準額					
	建築一式工事	土木一式工事	舗装工事	電気工事	管工事	その他の 建設工事
A級	2億円以上	5,000万円以上	4,000万円以上	4,000万円以上	4,000万円以上	その都度 市長が定 める額
B級	5,000万円以上	2,000万円以上	500万円以上	500万円以上	500万円以上	同上

	2 億円未満	5, 000万円未満	4, 000万円未満	4, 000万円未満	4, 000万円未満	
C 級	2, 000万円以上 5, 000万円未満	2, 000万円未満	500万円未満	500万円未満	500万円未満	同上
D 級	2, 000万円未満					

2 建設工事の施工上必要があるときは、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる建設工事について、それぞれ同表の右欄に掲げる級の区分に格付けされた業者を選定することができるものとする。

建設工事	級の区分
1 A 級に格付けされた業者を選定すべき建設工事	B 級
2 B 級に格付けされた業者を選定すべき建設工事	A 級又は C 級
3 C 級に格付けされた業者を選定すべき建設工事	B 級又は D 級
4 D 級に格付けされた業者を選定すべき建設工事	C 級

3 特別の技術を要する建設工事、緊急を要する災害復旧工事、単価契約で発注する舗装工事及び指名業者選定委員会（吉川市工事請負指名業者選定委員会要綱（昭和53年吉川市告示第35号）第1条に規定する委員会。）が特に必要と認めた工事については、前2項の規定にかかわらず、指名する業者を選定することができるものとする。

（官公需適格組合）

第15条 建設工事に係る中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく中小企業等協同組合のうち官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合が資格審査を申請する場合は、申請書に関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて市長が別に定める期間内に提出（電子入札システムにより電磁的記録による提出を含む。）しなければならない。

（経常建設共同企業体）

第16条 建設工事に係る経常建設共同企業体の資格者名簿への登載は、次に掲げる要件を満たす場合でなければすることができないものとする。

- （1） 資格審査を受けようとする業種について、構成員のすべてが資格者名簿に登載されていること。
- （2） 構成員は、3業者以内であること。

2 構成員は、同一の建設工事の業種について他の経常建設共同企業体の構成員となれないものとする。

3 中小企業等協同組合等は、経常建設共同企業体の構成員となれないものとする。

4 経常建設共同企業体の資格審査を申請する場合は、申請書に関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて市長が別に定める期間内に提出（電子入札システムにより電磁的記録による提出を含む。）しなければならない。

（一般競争入札）

第17条 第2条、第3条、第7条から第9条まで、第12条、第13条及び第15条の規定は、一般競争入札について準用する。この場合において、第3条第3号中「令第167条の11第1項において準用する令第167条の4第2項」とあるのは、「令第167条の4第2項」と読み替えるものとする。

2 第6条第1項及び第16条の規定による資格審査の申請があったときは、併せて一般競争入札の参加資格に関する審査の申請があったものとみなす。

3 第11条の規定による変更等の届出があったときは、併せて一般競争入札に関する変更等の届出があったものとみなす。

4 第12条の規定による参加資格の承継の申請があったときは、併せて一般競争入札に関する参加資格の承継の申請があったものとみなす。

（資料提出等の請求）

第18条 市長は、必要があると認めるときは、この規程に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

（様式）

第19条 申請書、申請に添付する書類及び変更届の様式については、市長が別に定める。

（補則）

第20条 この告示の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に市長が作成している吉川市における建設工事等の指名競争入札等の参加者の資格等に関する規程（昭和61年吉川町告示第27号）に定める吉川市建設工事等指名競争入札参加者名簿（以下「旧資格者名簿」という。）は、吉川市建設工事等指名競争入札参加者の資格等に関する規程（以下「新規程」という。）に定める資格者名簿とみなす。

3 この告示の施行の際現に旧資格者名簿に登載されている者に係る変更等の届出、参加資格の承継及び資格者名簿からの抹消については、新規程にかかわらず、平成11年5月31日までは、なお従前の例による。

4 吉川市における建設工事等の指名競争入札等の参加者の資格等に関する規程（昭和61年吉川市告示第27号）は、廃止する。

附 則（平成12年告示第10号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年告示第91号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の吉川市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づき資格者名簿に登載された者に係る資格者名簿の有効期間については、改正後の吉川市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年告示第28号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年告示第146号）

（施行期日）

1 この告示は、平成16年11月25日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に改正前の吉川市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程に基づき資格者名簿に登載された者に係る資格者名簿の有効期間については、改正後の吉川市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年告示第61号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第134号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年告示第285号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年告示第21号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月10日告示第219号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の規定は、令和元年12月14日以降に公告する案件について適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。